



臨時全体会の報告

令和4年12月21日(水)

1. 開会の言葉

2. 会長挨拶

本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

そして、日頃より教師と保護者の会へのご理解ご協力、誠にありがとうございます。

本日、臨時全体会を開催いたしましたのは、今年度当初からお話していた教師と保護者の会会則の改正を行うためです。コロナの影響により教師と保護者の会の活動がストップしてしまったため、活動内容の見直しをいたしました。

子供たちが楽しく中学校生活が送れるよう学校とのつながりはそのまま継続し、先生方や保護者の負担を少しでも軽減できるように改善しております。

本日はよろしく願いいたします。

3. 校長挨拶

本日はご多用の中、ご来校いただきありがとうございます。

保護者の皆様と学校との関係についてですが、常に、両者は同じ方向を向いている必要があります。子どもの方を向いて、互いに課題を共有しながら、同じ歩調で協力し合うことが大切です。

保護者の皆様と学校が協力し合う上で、この「教師と保護者の会」はなくてはならない存在だと思えます。

一方で、保護者の皆様や教職員が無理なく活動できる体制になっているか見直す時期でもあると考えます。仕事のこと、家族・親戚のこと、地域や自分自身のこと等を両立させる必要があります。

本日の改正案は、保護者の皆様の負担軽減に大きく寄与する内容になっていると思えます。本改正案が、近隣小学校を含め、良い意味で広がっていくことを期待しています。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

4. 出席状況の確認

5. 議事審議

5-1. 来年度の明保中学校教師と保護者の会の体制についての説明（臨時全体会資料1参照）

【変更①】学級委員、地区委員という分け方をなくして、委員会をひとつにまとめる。

●委員人数：委員全体の人数は変更なし

●変更理由

(変更前) 各学年と地区、全体において、役職や仕事、報告などが重複していた部分があった。
各学年、地区がお互いどのような活動をしているのが見えにくい部分があった。

↓

(変更後) 全体でひとつの委員会として仕事を整理して分担をすることで、ひとりひとりの負担を軽減し、それぞれどのような活動をしているのかが把握しやすくなる。

<仕事の分担について>

●副会長、書記、会計（変更前）各1名ずつで負担が大きい。

↓

(変更後) 2名ずつにすることによって負担を軽減する。

書記、会計については負担軽減が大きいので、役員ではなくいち担当とする。

●会長：1名のままで、副会長2名がサポートすることでやはり負担軽減につながると考える。

●他の各担当：引継ぎのことも考慮しつつ、できるだけ負担に差がでないような形で係分けする。

●保護者お手伝い募集について

コロナなどの影響もあり、行事やイベントを今後どのような形で実施するのか不透明な部分がある。

→年度初めにお手伝い募集するのではなく、状況を見て必要であれば募集するなど臨機応変に対応していく。

<委員会開催について>

●合同委員会のみにする事で報告の重複を無くし、時間短縮を図る。

●毎回全員出席ではなく、担当の中で分担して出席することで負担を軽減する。

【変更②】委員選出について

●役員（会長・副会長）の選出

(変更前) 各学年と地区から1人ずつ4名選出：学年に1人だと立候補が出にくい。

↓

(変更後) 学年に関係なく3名（会長・副会長）選出：知り合いで声掛けがしやすく、立候補増につながる。

●役員選出の前倒し

・4月のクラス替え後の委員選出を待たずに、年度が替わる前に立候補や希望を調査し、立候補がいる場合は3月の合同委員会で決める。

※ 委員が各クラス4名となるため、もし会長と副会長の3名の立候補があり、4月のクラス替えで同じクラスになったとしても、委員選出内の人数なので問題ない。

・新入生説明会などを利用して、新1年生の保護者にも事前に立候補や希望を調査する。

・4月の入学式、保護者会、第1回合同委員会ではどうしても混乱しがちだが、年度が替わる前に事前調査をすることで少しでもスムーズに選出できるようになる。

5-1-1. 質疑応答 → 特になし

5-2. 細則の改正について（臨時全体会資料2参照）

※会則第 8 章第 12 条により、前回の合同委員会において細則の改正は承認済み→資料の「案」を消す。

●役員選出に関する細則：全体において地区委員に関する部分を削除する。

●第 2 条 学級委員の選出

- ・第 1 項：学級委員の選出人数を 4 名に修正する。
- ・第 2 項：(5) を追加する。

<第 2 項 (1) やむを得ない事情 について>

- ・ご家庭の事情や体調面での事情など。
- ・他の保護者に知られたくない事情もあると思うので、事前調査において「免除希望」にチェックを入れ、内容は電話等で担任の先生に伝える。
- ・役員は、担任の先生に免除対象になるかどうかだけ確認し、内容については把握しない。
- ・免除希望を出しても対象とならない場合もある。

(例) フルタイムで仕事をしている、下の子がまだ小さい、小学校の地区委員に決まっている 等

※ただし、兄弟関係の他校でその年度の PTA 会長またはそれに準ずる役職に決定している方についてはやむを得ない事情に当てはまると考える。(会長ではない委員は対象外)

※ご家庭によって状況が違い、一概には言うことはできないので要相談。

●第 3 条 役員の選出

- ・第 1 項：役員として選出するのは会長 1 名、副会長 2 名の 3 名に修正する。(学年問わず)書記、会計は人数と仕事内容の見直しから役員ではなく担当のひとつとする。

●第 4 条 補欠委員の選出

- ・第 1 項：補欠委員を各クラス 2 名に変更する。

●学年委員会の構成に関する細則・地区委員会の構成に関する細則：必要がなくなったため削除する。

5-2-1. 質疑応答 → 特になし

5-3. 会則の改正案について【臨時全体会資料 3 参照】

●全体：地区委員と地区委員会に関する部分を削除する。

●第 4 章：「学級委員」に関する章とする。

- ・第 7 条第 1 項：「学級委員 4 名を互選する」に変更する。
- ・第 7 条第 2 項：「学級委員は分担して職務を行う」を定める。
- ・第 7 条第 3 項：「必要に応じて、学級・学年委員会を開催することができる」を定める。

●第 5 章：「合同委員会」に関する章とする。

- ・第 8 条：学年委員会、地区員会、代表委員会に関する部分を削除する。
- ・第 8 条第 1 項：第 7 条第 4 項の内容を「役員 3 名を互選する」に変更して定める。

●第 6 章：「役員会」に関する章とする。

- ・第 9 条：書記に関する部分と代表委員会に関する部分を削除する。

【資料の訂正】

臨時全体会資料 3 の第 8 章第 22 条 (誤)「第 3~5 章」→ (正)「第 4~6 章」

5-3-1. 質疑応答 → 特になし

5-3-2. 会則改正案の承認 → 承認されました

<最後に会長より>

● 先生方へ

いつもお忙しい中で時間を作っていただきありがとうございます。

これからも子どもたちのために、教師と保護者の会として力を合わせていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

● 保護者の皆様へ

「教師と保護者の会の活動は大変」と思われがちですが、今回、仕事内容や委員会参加回数などを見直したことで負担がかなり減っており、今後、誰でも無理なく楽しく活動できたらと思っています。

委員の活動のついでに普段の子どもたちの様子を垣間見ることができたり、先生と話す機会が増えることで学校での様子や進路の相談がしやすくなったり、新しい知り合いができたりと、実際にやってみたら楽しいことやメリットをたくさん実感できます。

皆さんそれぞれにいろいろな思いや事情があると思いますが、できるだけクジに頼らず立候補中心に活動できたらいいなと思っています。ぜひ皆さんの立候補をお待ちしています。

